

法制・基本問題小委員会（第1回）における議論（概要）

平成 25 年 8 月 7 日

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第1回）では、今期の本小委員会で審議すべき事項に関し議論を行った。具体的には、クラウドサービスと著作権の問題、クリエイターへの適切な対価還元の在り方、裁定制度の在り方の見直し、コンテンツの二次利用など様々な意見が示されたが、とりわけ、クラウドサービスと著作権の問題及びクリエイターへの適切な対価還元の在り方を重点的に議論すべきとの意見が多く示された。

なお、主な議論の概要は、以下のとおり。

1 新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備（クラウドサービス等）について

【検討の必要性について】

- クラウドサービスやメディア変換等の促進は特に重要である。かねてから審議会における検討対象となってきたが、必ずしも具体的な方向性を得るには至っていない。クラウドサービス推進のために著作権法上の環境整備を進めるべきとの声はなお強いことを踏まえれば、具体的な方向性を示す時期に達しているのではないか。
- クラウドサービスと、これを念頭に置いた、デジタルネットワーク社会に対応した環境の整備についてはスピード感をもって検討すべき。
- 著作権者の利益を守りながら、次々と発展していく技術による利便性を世界に遅れることなく日本の利用者が享受できるようにするためには、ステークホルダー間の話し合いと解決のスピードを加速させる必要がある。また、規制の在り方については、システムとして課題解決を行うソフトロー的な規制も検討されるべき。
- クラウドサーバーを介して事業者が音楽等のストリーミング配信等を行う場合とクラウドサーバーに個人のデータをストレージする場合とでは状況は異なる。前者は契約ベースで行われるべきである。後者は、公衆用設置自動複製機器（著作権法第30条第1項第1号）該当性の検討や、こうしたサービスが承認されるのであれば、このサービスに係る制限規定の検討を行えばよく、それ以外のクラウドサービスについては立法事実を出したうえで議論すべきである。
- 現在のクラウドサービスの中には、サーバーにアップロードされた著作物を、利用者がダウンロードせずに利用するものがあり、そのような行為については現行の著作権法の中では把握できておらず、考えなければならない問題だと思う。

【クリエイターへの適切な対価還元との関係について】

- クラウドサービスと著作権の問題及びクリエイターへの適切な対価還元の在り方は、いずれも著作権法第 30 条に係る問題であることは間違いなく、表裏の関係に立つことから、併せて検討することは、一つの選択肢ではないか。
- クラウドサービスについては、ユーザーの私的複製に代替するようなサービスも汎用意されているため、補償金制度と不可分に議論されるべき問題ではないか。
 - (上記意見に対し、) クラウドサービスは、契約の中で決めていく問題であり、一方、補償金制度は、完全に制度自体が壊れており、一からどうやって考えていくのかという問題である。クラウドと補償金をセットにするのは違うのではないか。
 - (上記意見に対し、) 非常に汎用的なロッカーサービスのような、ライセンスで処理できるサービスにとどまらないサービスも想定され、それに対して法制度上の措置を講じる必要性があるかどうかを検討することは十分意義がある。

【今後の検討の方向性について】

- 最新の状況がどうなっているのかについて関係者から話を聞くなど、まずは現状を踏まえた上で、より立ち入った検討をすべき。
- クラウドサービスについては、ヒアリング等によって、どの部分を課題として検討するのかという点について、最初の段階で明確にすることが必要ではないか。

2 クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備について

- 具体的な手段の在り方はともかく、「クリエイターへの適切な対価還元」というゴールについては一定のコンセンサスがあるのではないか。諸外国でも様々な議論の展開があることから、その状況を参照しつつ、必ずしも既存の制度にとらわれない柔軟な発想で、私的録音録画補償金制度の再構築を検討してはどうか。
- 私的録音録画補償金の徴収額について、録音はピーク時の約 100 分の 1 程度にまで下がっており、録画についても、裁判の結果、極めてゼロに近づいていることから、この制度が機能していないことは誰の目にも明らか。この問題については、10 年来議論しているが、一定の結論を導くべき時が来ているのではないか。

- クリエイターへの適切な対価還元について検討を進めるべき。とりわけ録音について、平成18年度の私的録音録画小委員会以降、何も検討がされていない。現にユーザーに利用されている機器と対象機器の指定が全く乖離してしまっているため、徴収額は激減し、制度は機能不全に陥っている。今年度の検討で方向性を見いだすべく検討が必要。
- デジタル技術の革新により、録画で言えば利便性の高い方法で高精細な映像が複製されている現状があると思われることから、現時点でシュリンクしているクリエイターへの適切な対価還元に向けた制度整備の検討についてはスピード感をもって実行すべき。
- プライオリティーが高い問題である。私的録音録画補償金という制度の仕組みは、展開されようとしているクラウド型のビジネスと全くそぐわず、時代遅れで意味をなしていない。相当ドラスティックな提言も必要ではないか。また、新制度を検討するときには、コンテンツの流れ方自体が変わっていることを基本的な根底に置いて考える必要がある。
- 事業者もユーザーも皆がウィン・ウィンになれるという観点も持ちつつ、原点にあるのは、著作者がいなければ著作物も生まれないことをいつも考えて頂ければ有り難い。

3 裁定制度の在り方等の見直しについて

- 裁定制度の在り方等の見直しについても早急な対応を取るべき。例えば、著作権の保護期間とは別に、公開から一定の期間を過ぎれば、ある程度の努力と一定の金銭的支払によって著作物を利用可能とし、支払われた金銭は、著作権制度全体のために使えるようにするといった方法等が考えられるのではないか。
- 裁定制度をよりブラッシュアップして使い勝手を良くするというこも、この小委員会で検討するのにまさにふさわしい問題である。

4 放送コンテンツの二次利用の促進等

- 日本の著作権法上、伝送手段によって権利関係が違ってくるため、その権利処理の円滑化の点でかなり支障がある。その点が解決されないと、放送番組のネットによる同時配信がなかなか進んでいかないのではないかという懸念を持っている。
- 放送コンテンツの海外展開については、総務省等の場でこれから取組を進めようとしているが、放送コンテンツの二次利用にあたって、どこに支障があるのかを明確化するヒアリング等をまず行っていただきたい。

5 その他

【その他検討すべき事項について】

- コンテンツIDの付与やタイムスタンプの技術等、あるコンテンツについて、誰が著作者で、いつそれは著作物として公表されたのか、ということがわかる方策を何らかの形で具体的に検討していただきたい。
- オープンデータ化は、先進諸国では、ここ数年で顕著に進んでおり、スピード感を持った対応が必要。必要があればこの小委員会でも適宜取り上げていただきたい。
- 現行の著作権法は、基本的に著作権者が著作物を手から放した後のコントロールができないという前提で制度ができています。しかし、デジタル的な著作物の場合には、最初の段階で、著作権者が自ら著作物に関する情報をコントロールできるため、著作物の利用範囲の調整を著作権法でどこまで行えばいいのかについて、考え直すべき問題があるのではないか。

(以 上)